

2017年6月9日

放送倫理・番組向上機構

放送と人権等権利に関する委員会 御中

株式会社テレビ熊本

取締役 報道編成制作局長 伊藤典昭



「放送と人権等権利に関する委員会決定 第63号」に対する対応と取り組み

2016年11月19日以降に放送した当社のニュース「公務員の準強制わいせつ事件」報道について、2017年3月10日に「放送と人権等権利に関する委員会（以下BPO人権委員会）」から「放送倫理上問題がある」とする「見解」を受けました。

この決定を受けての当社の対応と取り組みについてご報告いたします。

## 1. 広報および放送対応

当社では、「BPO人権委員会」の決定を受け、同日（3月10日）に放送された「TKUみんなのニュース」ローカル枠、及びネット枠で当該ニュースを放送いたしました。その上で、「委員会決定を真摯に受け止め人権に配慮した報道に取り組んでまいります」と当社のコメントを放送いたしました。

また、当社のホームページでも公表いたしました。

## 2. 社内での報告・周知等

委員会決定を受けて、3月13日（月）に報道編成制作局の全社員・スタッフに対し、緊急の局会を開催しました。決定の内容と当社の対応、今後の検討課題について詳細な報告を行いました。

また、3月14日（火）には当社の局長以上で構成する「経営実務会議」におきまして、本決定の詳細を報告いたしました。同日、部長以上で構成する「業務推進会議」でも詳細を報告いたしました。

また、3月27日（月）に当社各支社長を含む「拡大経営実務会議」において詳細を報告いたしました。

委員会決定の報告書全文を「社内LAN」に掲載し、全スタッフが閲覧できる環境を作りました。

### 3.系列間での情報共有

3月23日（木）に高知市で開催された「FNN 常任幹事会（基幹局、プロック4局で構成）」で、決定の内容と当社の対応、今後の検討課題について詳細な報告を行いました。

6月2日（金）の「FNN 全国デスク会」でも、決定に至る概要と経緯を報告いたしました。

### 4.番組審議会への対応

委員会の決定を受けて、4月19日（水）に開催された当社の「番組審議会」で、「BPO放送人権委員会」の通知概要を当社の放送番組審議委員（7名）に対し、事務局長から詳細を報告し、当社の対応を伝え、委員の方々からの意見をお聞きしました。

#### （主な意見）

- ・今回の件は名誉棄損にはならないと思うが性犯罪は今後も慎重になるべき。
- ・フェイスブックの写真使用と自宅前からの映像は特に問題なかったとすればなぜ放送倫理上問題があったのか分からぬ。
- ・その他

### 5.意見交換会の実施

2017年5月24日（水）に「BPO放送人権委員会」と当社との意見交換会を実施いたしました。坂井委員長、市川委員長代行、高橋事務局長、委員会統括、調査役の5名を招き、報道編成制作局を中心とした社員・スタッフ（7名）が参加しました。

約2時間にわたる意見交換会では、今回の決定に至る委員会の審理内容や論点について詳しく説明を受け、その後、委員の皆さんと活発な意見交換を行いました。社員たちからは、普段の取材活動の疑問を含め、本事案に対する委員会の見解への疑問が多く出され、結果、人権に配慮した報道について理解することができました。

#### （主な内容）

- ・きちんと取材した結果に基づいて、それを明示した報道をしているが、どういう事が不十分で、どういう事をしていけばよいか。

- ・まずは警察が認めている事実をきちんと伝えることが必要である。
- ・警察が発表した事実と、そうでない事柄の区別をきちんと報道することが必要である。
- ・区別が視聴者に伝わることは、放送の特性上かなり難しい面もある。
- ・報道機関が真実やクロを決めてしまってはいけない。報道機関だけがクロという事も可能だが、その場合は真実性の立証責任は報道機関にある。
- ・容疑者が認めている事実と、認めていない事実の区別も必要である。
- ・薬物については、疑いとは言っているが、かなり推測の部分で放送するかどうかとも考えるべきではなかったか。
- ・警察の広報事実にない更に重い事実を報道する時は注意しなくてはならない。
- ・警察発表だけでなく、それに対する取材は勿論必要である。
- ・報道する以上は、区別がわかることが必要ではないか。
- ・公務員であるということで、一般の人より強調してやる必要があるかどうか。  
公務員とは言っても、トップから窓口の人までいろいろな役職や立場、種類があるので、公務員というだけでは、一概にどうとは言えない。また犯罪の重さにもよる。ただ、プライバシーということなどで、公務員や警察官が情報を出さないというのはよくない。情報公開は必要である。
- ・今回、示談があったが、それはB P Oの判断には関係はない。
- ・弁護士への取材は、人にもよるし、事件内容にもよったりするが、いろんな見方から取材する努力は必要だと思う。
- ・今回の決定は真摯に受け止めるが、申し立てのなかった局や新聞も同様の報道をしているのではないか。今回の決定は、全局への警鐘と受け止めてよいか、という点について。今回のこの考え方は変わらないので、同様の事案であれば、同様の結論になる。新聞とテレビのメディアの違いはあると思う。
- ・逮捕容疑と警察への取材とをきちんと区別して報道すれば、簡単には言えない面もあるが、ちゃんと違うとわかるようにすればOKである。
- ・その他

## 6. 報道部内での対策

当社の報道部では、記者が書いた原稿を当日のデスクがチェックし放送しています。今回の見解を受けて、さらに当社では、夕方のニュースでレギュラー解説として出演している平野有益氏（元熊本日日新聞編集局長）に、事件・事故等の原稿を最終チェックし放送する体制を4月1日からスタートしました。表現や映像については、当社のニュースの文字を校正している永廣憲一氏（元熊本日日新聞整理部）に「文字」及び「映像」の最終チェックを依頼しています。

す。これらのチェック態勢の強化で、より一層人権に配慮した放送の確立に取り組んで参ります。

また、フジテレビ報道局の危機管理担当者、人権担当者を講師として招き、今回の見解を含め、特に報道倫理について講演や研修を予定しています。この研修会は定期的に実施いたします。

#### 7.放送倫理向上に向けた取り組みについて

当社は、2019年に開局50周年を迎えます。開局以来当社のニュースは、「県民の知りたいに応える」ために、意欲的に取材、放送を行ってまいりました。2016年4月の熊本地震でも、発災当初から「県民・被災者に寄り添った報道」を心がけ、被災者とともに歩む取材活動を続けています。

今回の決定は、初動における警察取材で真実性を認められず、犯罪報道全体の取材活動に疑問を投げかけられました。

「このような事案がなぜ起きたのか」をしっかりと、今後も検証を続け、委員会決定文を精査し「報道機関として人権への配慮が足りなかった」という事を真摯に受け止め、取り組んでいく所存です。

今回の事案が発生した要因は「これまでの取材のあり方」「放送までのチェック体制」が挙げられます。これらを強化するために、報道全体のスキルアップとチェック体制の考察、定期的な勉強会や研修会、さらには社内コンプライアンスの充実や、独自の報道ガイドラインの作成などの取り組みを実践致したいと考えております。

以上



研修会の様子 1 (5月24日)



研修会の様子 2